

野鳥展実行委員会規約

1. 目的

毎年各地域で開催する野鳥展を成功させることを目的とする。

2. 組織

実行委員4名で構成する。そのうち1名を実行委員長とする。

3. 選出

直鞍・飯塚・田川・京築の各地域から実行委員を1名選出し、互選で実行委員長を決める。

4. 任期

実行委員及び実行委員長は2年とする。再任は妨げない。

5. 役割

実行委員長は、野鳥展の企画、実施の役割を担う。実行委員は、実行委員長の補佐を担う。

6. 開催期間

原則として年に1回、8月に行う。

7. 開催地域

2014年 飯塚地区

2015年 田川地区

2016年 京築地区

2017年 直鞍地区

2018年以降は、この順番で行う。

8. 発足

2014年1月の総会で承認を得て、発足する。

9. 改正及び破棄

上記の規約を改正及び破棄する場合は、野鳥の会の総会の承認を得る。